

○事務官等の採用時の身体検査の基準等に関する達

昭和 37 年 10 月 9 日 航空自衛隊達第 69 号
航空幕僚長 空将 松田 武

改正 昭和 49 年 3 月 28 日 航空自衛隊達第 4 号 | 平成 12 年 10 月 20 日 航空自衛隊達第 45 号
平成 元年 9 月 29 日 航空自衛隊達第 44 号 | 令和 3 年 5 月 25 日 航空自衛隊達第 49 号

事務官等の採用時の身体検査の基準等に関する達を次のように定める。

事務官等の採用時の身体検査の基準等に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、航空自衛隊における事務官等（以下「職員」という。）の採用のための身体検査の検査項目判定基準等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(検査項目)

第 2 条 身体検査の検査項目は、別表のとおりとする。

(検査項目の一部省略)

第 3 条 前条の規定による検査項目のうち、年令 40 才未満の者に対する血圧測定及び女子に対する検尿は、身体検査を担当する医師が必要と認める場合のほかは、省略することができる。

(判定)

第 4 条 身体検査の判定は、各項目の検査結果に基づき総合的に行い、勤務に支障がある者は不合格とする。

(判定の特例)

第 5 条 前条の規定による判定にあたり、次の各号の一に該当する場合には特別の考慮をすることができる。

- (1) 身体障害者雇用促進法（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき職員を採用しようとするとき。
- (2) 余人をもって代えることができない職務を担当する職員を採用しようとするとき。

（身体検査表）

第 6 条 身体検査の結果は、別紙様式の職員採用身体検査表用紙に記録するものとする。

- 2 前項の身体検査表の取扱いについては、事務官等の採用事務に関する達（昭和 34 年航空自衛隊達第 30 号）第 25 条の規定によるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和 37 年 10 月 9 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定による職員採用身体検査表は、当分の間従前の様式を使用することができる。

附 則（昭和 49 年 3 月 28 日航空自衛隊達第 4 号）

- 1 この達は、この達は、昭和 49 年 4 月 20 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する改正前の事務官等の採用時の身体検査の基準等に関する達別紙様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則（平成元年 9 月 29 日航空自衛隊達第 44 号）

この達は、平成元年 10 月 2 日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 20 日航空自衛隊達第 45 号）

この達は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 25 日航空自衛隊達第 49 号）

（施行期日）

1 この達は、令和3年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にあるこの達による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

検 査 項 目

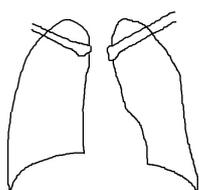
項 目	摘 要
1 問診 2 理学的検査 3 聴力検査 4 視力検査 5 尿検査 6 胸部 X 線検査 7 血圧測定 8 その他の諸検査	蛋白、糖 間接撮影 年齢 40 歳未満の者については、特に必要と認められる場合にのみ実施する。 特に必要と認められる場合に実施する

別紙様式

フィルムちょう布箇所

職員採用時身体検査表

No.

1. 氏名 (ふりがな)	男 女	2. 生年月日 昭 平 年 月 日生 (満 才)	3. 住所			
4. 問診						
既往症 無・有 : 外傷・入院・手術を受けた けが又は病気の診断名 () 現在の症状 無・有 () その他 特記事項						
5. 理学的所見						
視 診						
聴 診						
打 診						
触 診						
そ の 他						
6. 聴 力	右	秒時計	/ 1			
	左	秒時計	/ 1			
7. 視 力	右	() 矯正視力 ()				
	左	() 矯正視力 ()				
8. 尿	蛋 白	-	+	±	++	+++
	糖	-	+	±	++	+++
9. 胸部エックス線検査 (間接撮影)	フィルム 番 号	(所 見) 				
10. その他の検査・所見						
11. 判 定		合 格		不 合 格		
12. 不 合 格 の 事 由 そ の 他 参 考 事 項						
13. 検 査 年 月 日						
14. 検 査 場 所 (担 当 部 隊)						
15. 判 定 官	所 属					
	階 級 氏 名	(自署)				